

一般社団法人アクセスリーディング協会 コンテンツ部運営規約

2019年2月5日

第一条（目的）

この規約は一般社団法人アクセスリーディング協会(以下「協会」)のコンテンツ部門における業務および運営を円滑に行うことを目的とする

第二条（定義）

本規約でいうコンテンツ部とは、協会の運営委員会の中にある組織のことである

第三条（コンテンツ部員の選任基準）

- (1) 協会全体を見て動ける人であること（部長・副部長）
- (2) 事務作業、進行管理、書籍編集の知識・経験がある人
- (3) 講座開発、教材及び販促物の制作、制作物の管理に興味があり学ぶ意欲がある人
- (4) 即時対応ができる人（特に部長・副部長）
- (5) 部長・副部長の選任は立候補・推薦にて候補者を出し、代表理事が任命する
- (6) コンテンツ部部長・副部長を推薦する権利は運営委員全員が有する

第四条（退任および任期）

- (1) 退任・資格喪失・辞任勧告・解任・資格喪失については運営委員規定に基づく
- (2) 任期は4月～翌年3月までの1年とする
- (3) 任期中の途中退任は、特別な理由がない限りできないものとする
退任を希望する場合、副部長・部長に相談、承諾を得たのち、退任できるものとする

第五条（コンテンツ部員の責務）

- (1) 協会の方針及びコンテンツ部長の指示に基づき、業務を計画的に遂行すること
- (2) 職制に定める職責を十分に自覚し、責任をもって仕事に当たること
- (3) 各プロジェクトの進捗状況の確認と他部門との連絡を密にする
- (4) 自己の担当する業務はもとより、協会の発展、協会会員の知識向上、コンテンツ部員
全員との和の醸成に務めること
- (5) 常にコンテンツ部員はもとより、協会会員全員に対して心を重ね続ける
- (6) コンテンツ部として、協会理念に基づいたコンテンツ開発・管理を行う
- (7) リーディングの普及のため、必要なコンテンツの開発を代表理事、運営委員と協力
して行う
- (8) 報・連・相を密に行う

第六条（機密の保持）

コンテンツ部員は協会コンテンツ部の機密を保持し、協会コンテンツ部の不名誉・不利益になる行為・言動をしてはならない

2019年2月5日

第七条（議事）

- (1) コンテンツ部会に付議された事項は、議決に加わることのできるコンテンツ部員の過半数が出席し、その3分の2をもって決する
- (2) コンテンツ部会に欠席する場合は、3日前までに部長へ連絡をする。緊急の場合は、遅くとも部会の開始時間より1時間前までに必ずコンテンツ部長へ連絡すること
- (3) 無断欠席した場合は議決権を失効する
- (4) アジェンダに意見を求められた箇所に対し、当該者は指定期限までに記入を済ませること。意見や考えがまとまらない場合は、その旨を記載すること

第八条（製作物に関する権利）

- (1) 協会内で製作される製作物すべてに関する著作権等の一切の権利は、協会に帰属する
- (2) 製作に関わった会員も将来にわたり著作者人格権を行使することはできない

第九条（禁止事項）

コンテンツ部員は職務上の地位を利用して自己の為に取引をなし、又は手数料、リポート等を收受してはならない

第十条（個人的利益の返還）

コンテンツ部員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあってはその金額、物品にあっては時価評価額）を返還させるものとする

第十一条（損害賠償）

- (1) コンテンツ部員が故意、または過失によって、協会コンテンツ部に損害を発生させた場合には、当該コンテンツ部員にその障害の全部、又は一部を賠償させるものとする
- (2) コンテンツ部員が、この規約に違反する行為をして協会コンテンツ部に損害を与えた場合もまた同様とする

第十二条（改正）

本規約の改正は、コンテンツ部会の議決を経なければならない

附則

この規約は、2019年4月1日から施行する